

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市フォスタリング業務委託（事業実施区域「中央」）

2 契約の相手方

社会福祉法人 四恩学園

3 随意契約理由

本事業の委託先は、より高度な児童福祉及び里親を含む社会的養育に関する知識・経験・ノウハウ等や、里親との信頼関係の構築や里親の育成にかかるスキルが要求されるとともに、さまざまな関係機関等と協働・連携しながら、地域資源を活かしたネットワークを構築し、より効果的な支援内容や手法を企画・遂行する力が求められる。

令和3年度の委託先選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、選定会議にて事業実施区域「中央」の委託先として適当との審査結果を受けた社会福祉法人四恩学園（以下「同法人」という。）を選定し契約を締結したものである。

同法人は、令和3年度において、受託業務（フォスタリング業務の「(1)里親制度等普及促進・リクルート事業」・「(2)里親研修・トレーニング等事業」）を計画どおり遂行するとともに、担当区域の里親との信頼関係の構築、里親の特性や養育課題の把握、地域ネットワークの開拓・構築を行い、実績を積み上げてきたところである。

令和4年度は、令和3年度委託業務に「(3)里親委託推進等事業」・「(4)里親訪問等支援事業」を加え、フォスタリング業務(1)～(4)の包括的な委託を行うが、この(1)～(4)の業務は、里親希望者が里親になり、子どもの委託を受け養育をし、委託解除を迎えるまでの一連の過程に継続的に寄り合い支援するものである。

その特性として、(1)(2)を通じて得た里親の情報や信頼関係が(3)(4)の支援には必要不可欠であり、また(4)を通じて把握した里親の特性や養育課題等を(2)(3)にフィードバックすることで支援の質の向上を図ることができるなど、事業成果を求めるうえで各業務を切り離すことは困難である。(※)

令和4年度において、一連のフォスタリング業務を適切かつ円滑に実施し、特に子どもと里親の特性や相性を見極めた委託調整（マッチング）や里親宅への訪問等支援を適切に行うためには、令和3年度において担当区域で(1)(2)の業務実績を築き、豊富な知識・経験・ノウハウを備えている同法人でなければ、本市が求める事業成果を挙げることは困難である。

以上から、フォスタリング業務の特性、令和4年度の委託業務内容に照らし、同法人は相応する知識・経験・ノウハウ等や、事業成果を生むために必要不可欠な里親及び里親希望者との信頼関係を有しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、令和4年度業務を委託するものである。

※「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（厚生労働省）においても、「一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合は、同項の規定により一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましい。」と示されている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター
（電話番号 06 - 4301 - 3100）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市フォスタリング業務委託（事業実施区域「北部」）

2 契約の相手方

社会福祉法人 博愛社

3 随意契約理由

本事業の委託先は、より高度な児童福祉及び里親を含む社会的養育に関する知識・経験・ノウハウ等や、里親との信頼関係の構築や里親の育成にかかるスキルが要求されるとともに、さまざまな関係機関等と協働・連携しながら、地域資源を活かしたネットワークを構築し、より効果的な支援内容や手法を企画・遂行する力が求められる。

令和3年度の委託先選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、選定会議にて事業実施区域「北部」の委託先として適当との審査結果を受けた社会福祉法人博愛社（以下「同法人」という。）を選定し契約を締結したものである。

同法人は、令和3年度において、受託業務（フォスタリング業務の「(1)里親制度等普及促進・リクルート事業」・「(2)里親研修・トレーニング等事業」）を計画どおり遂行するとともに、担当区域の里親との信頼関係の構築、里親の特性や養育課題の把握、地域ネットワークの開拓・構築を行い、実績を積み上げてきたところである。

令和4年度は、令和3年度委託業務に「(3)里親委託推進等事業」・「(4)里親訪問等支援事業」を加え、フォスタリング業務(1)～(4)の包括的な委託を行うが、この(1)～(4)の業務は、里親希望者が里親になり、子どもの委託を受け養育をし、委託解除を迎えるまでの一連の過程に継続的に寄り合い支援するものである。

その特性として、(1)(2)を通じて得た里親の情報や信頼関係が(3)(4)の支援には必要不可欠であり、また(4)を通じて把握した里親の特性や養育課題等を(2)(3)にフィードバックすることで支援の質の向上を図ることができるなど、事業成果を求めるうえで各業務を切り離すことは困難である。(※)

令和4年度において、一連のフォスタリング業務を適切かつ円滑に実施し、特に子どもと里親の特性や相性を見極めた委託調整（マッチング）や里親宅への訪問等支援を適切に行うためには、令和3年度において担当区域で(1)(2)の業務実績を築き、豊富な知識・経験・ノウハウを備えている同法人でなければ、本市が求める事業成果を挙げることは困難である。

以上から、フォスタリング業務の特性、令和4年度の委託業務内容に照らし、同法人は相応する知識・経験・ノウハウ等や、事業成果を生むために必要不可欠な里親及び里親希望者との信頼関係を有しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、令和4年度業務を委託するものである。

※「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（厚生労働省）においても、「一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合は、同項の規定により一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましい。」と示されている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター
（電話番号 06 - 4301 - 3100）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市フォスタリング業務委託（事業実施区域「南部」）

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪福祉事業財団

3 随意契約理由

本事業の委託先は、より高度な児童福祉及び里親を含む社会的養育に関する知識・経験・ノウハウ等や、里親との信頼関係の構築や里親の育成にかかるスキルが要求されるとともに、さまざまな関係機関等と協働・連携しながら、地域資源を活かしたネットワークを構築し、より効果的な支援内容や手法を企画・遂行する力が求められる。

令和3年度の委託先選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、選定会議にて事業実施区域「南部」の委託先として適当との審査結果を受けた社会福祉法人大阪福祉事業財団（以下「同法人」という。）を選定し契約を締結したものである。

同法人は、令和3年度において、受託業務（フォスタリング業務の「(1)里親制度等普及促進・リクルート事業」・「(2)里親研修・トレーニング等事業」）を計画どおり遂行するとともに、担当区域の里親との信頼関係の構築、里親の特性や養育課題の把握、地域ネットワークの開拓・構築を行い、実績を積み上げてきたところである。

令和4年度は、令和3年度委託業務に「(3)里親委託推進等事業」・「(4)里親訪問等支援事業」を加え、フォスタリング業務(1)～(4)の包括的な委託を行うが、この(1)～(4)の業務は、里親希望者が里親になり、子どもの委託を受け養育をし、委託解除を迎えるまでの一連の過程に継続的に寄り合い支援するものである。

その特性として、(1)(2)を通じて得た里親の情報や信頼関係が(3)(4)の支援には必要不可欠であり、また(4)を通じて把握した里親の特性や養育課題等を(2)(3)にフィードバックすることで支援の質の向上を図ることができるなど、事業成果を求めるうえで各業務を切り離すことは困難である。(※)

令和4年度において、一連のフォスタリング業務を適切かつ円滑に実施し、特に子どもと里親の特性や相性を見極めた委託調整（マッチング）や里親宅への訪問等支援を適切に行うためには、令和3年度において担当区域で(1)(2)の業務実績を築き、豊富な知識・経験・ノウハウを備えている同法人でなければ、本市が求める事業成果を挙げることは困難である。

以上から、フォスタリング業務の特性、令和4年度の委託業務内容に照らし、同法人は相応する知識・経験・ノウハウ等や、事業成果を生むために必要不可欠な里親及び里親希望者との信頼関係を有しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、令和4年度業務を委託するものである。

※「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（厚生労働省）においても、「一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合は、同項の規定により一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましい。」と示されている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター
（電話番号 06 - 4301 - 3100）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（A）《概算契約》

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3 随意契約理由書

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題についての的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

本業務については、単年度契約であるが、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、公募選定された事業者が、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断した場合、最大2回まで更新できることとするとともに、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

令和4年度の契約については、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断したため、引き続き前年度と同じ事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（B）《概算契約》

2 契約の相手方

株式会社セリオ

3 随意契約理由書

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題についての的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

本業務については、単年度契約であるが、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、公募選定された事業者が、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断した場合、最大2回まで更新できることとするとともに、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。令和4年度の契約については、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断したため、引き続き前年度と同じ事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（C）《概算契約》

2 契約の相手方

緑・ええまち共同企業体

3 随意契約理由書

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題についての的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

本業務については、単年度契約であるが、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、公募選定された事業者が、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断した場合、最大2回まで更新できることとするとともに、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

令和4年度の契約については、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断したため、引き続き前年度と同じ事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（D）《概算契約》

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会・いたかの地域活動協議会・
新庄地域活動協議会・西淡路地域社会福祉協議会児童いきいき放課後事業共同体

3 随意契約理由書

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題についての確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

本業務については、単年度契約であるが、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、公募選定された事業者が、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断した場合、最大2回まで更新できることとするとともに、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

令和4年度の契約については、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断したため、引き続き前年度と同じ事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市産前・産後母子支援事業（長期継続）業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大念仏寺社会事業団

3 随意契約理由

本事業の実施にあたっては、特定妊婦等の心情に寄り添い、ニーズを的確に把握したうえで、関係機関と連携して当該特定妊婦等の最善の利益に資する支援を行うことが求められるため、実施施設においては、人的条件及び設備的条件はもちろんのこと、高度な専門的技術及び豊富な知識・経験を有していることが不可欠である。実施施設が有する知識や経験、ノウハウを活かした優れた提案を受け、質の高い事業の継続を図り、安定した事業運営を確保するため、令和4年度から令和6年度の長期継続契約を前提に、公募型プロポーザル方式により契約相手方を募集した。

応募があった社会福祉法人 大念仏寺社会事業団は、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、本事業に対し明確な理念と高い意欲を有しているとともに、法人が運営する他の施設や事業の運営実績から、本事業について充実した取組みにつながる高い専門性を有していると評価され、契約相手方として適格であるとのことであった。その意見を踏まえ、社会福祉法人 大念仏寺社会事業団と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 児童支援対策グループ
(電話番号 06-6208-8032)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度家族再統合支援事業（児童虐待からの家族回復支援にかかるグループプログラム）実施業務

2 契約の相手方

公益社団法人 子ども情報研究センター

3 随意契約理由

家族再統合支援事業（児童虐待からの家族回復支援にかかるグループプログラム）実施業務については、平成25年度以降、府市合同事業としてプロポーザル方式にて公募しているが、平成30年度公募以降、申し込み事業者が1者しかない状況が続いている。これは事業の性質が親子分離を行った児童相談所とその当該親子に対して第三者的な立場で事業を運営していくこと、かつ虐待等の理由により親子分離した家庭機能の回復を支援できる高度な専門性を有する団体のみが実施可能な団体で地方公共団体の実施する事業に耐えうる法人であることが求められるが、実質的に大阪府域内において実施できる団体が他に存在しないことが考えられる。

そういったことから、今般、市場性確認を行ったが、本事業を実施できる事業者が他に認められなかったため、大阪府とともに大阪市として、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央子ども相談センター管理担当
（電話番号06-4301-3146）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市子育て活動支援事業他2事業（港区）業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 みおつくし福祉会

3 随意契約理由

本事業は、子育て等に関する相談・援助など、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会の提供並びに地域における子育ての相互援助活動の支援を実施するものであり、専門性の高い事業であり、有資格者の配置も求めている。その中でも、ファミリー・サポート・センター事業は会員同士の相互援助活動であり、支部としてペアリングなどの調整にあたり、単に保育士等の資格や業務経験があるだけでなく、信頼関係の構築が必須となっている。

そのため、他区案件は令和4年度契約より長期継続契約に移行したが、港区は令和5年度に機能移転を予定していることから、令和4年度は1年限りの委託となる。

現在、港区子ども・子育てプラザを運営している社会福祉法人みおつくし福祉会は、港区を含め9か所の子ども・子育てプラザを安定的に運営しており、多数かつ質の高い人材を持ち、事業を実施している区、及び地域と良好な関係を構築しており、優良な事業者と言える。

1年の委託に対し、新たに必要な人材を確保し、質を維持して運営できる事業者は他に見込めず、社会福祉法人みおつくし福祉会の他に委託可能な団体は存在しない。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 （電話 06-6208-8112）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度一時保護児童への学習支援事業委託

2 契約の相手方

株式会社エデュケーショナルネットワーク

3 随意契約理由

北部こども相談センター一時保護所の入所児童については、その一時保護の期間中、児童の安全確保が必要であることから学校への通学が困難な状況にある。

本事業は、一時保護所入所児童の一時保護期間中も学習保証を行い、基礎・基本の学力の習得や維持を図ることに加え、年齢も学力もばらばら（基礎的な指導が必要な小学校低学年の児童から、大学受験を目指す高校生まで、年齢・学力がさまざま）な入所児童に対して、個別の児童に応じた学習内容を充実させ、学習環境をより一層向上させることを目的としている。その目的は、民間事業者のもつ学習指導に関する幅広い知識と経験、きめ細やかな対応や専門性を活用することで、工夫された指導方法の提案がなされ、効果的な事業実施により達成できると考える。

本事業は、その性質および目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 北部こども相談センター（電話番号 06-6195-4114）

随意契約理由書

1 案件名称

長吉第1保育所エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイコー株式会社 大阪支店
支店長 森田 直樹

3 随意契約理由

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課
(電話番号06-6208-8138)

6 その他

令和4年3月17日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度あいりん児童健全育成事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 石井記念愛染園

3 随意契約理由

あいりん児童健全育成事業は、あいりん地域及びその周辺に居住する18歳までの児童及びその保護者を対象とし、児童に健全な遊びと活動の拠点を与え、必要な相談援助を行うことにより、児童の健全育成に寄与することを目的として実施している。あいりん地域及びその周辺においては傷病や労働状況など様々な問題を抱える保護者も多く、受託事業者は、不適切な環境で放任されている児童への自主性、社会性等を育むための遊びや生活指導を行うことが必要となる。また、地域特性や家庭環境などを踏まえて、相談業務を行うとともに、問題を抱えながら自発的に支援を求めることが困難な保護者も多いため、地域の巡回や家庭訪問による支援も必要となる。さらに、地域の関係機関との連携を図るなどの支援体制の構築も必要である。

以上のことから、児童福祉、児童虐待などの専門的な視点から、児童の健全育成のための支援及びその家庭への援助方法、地域の他機関との連携などにおいて、民間事業者の手法や提案を取り入れ、あいりん地域における児童の健全育成を一層充実させることが必要である。そのため、児童福祉、児童虐待など、専門的な知識を有する複数の外部有識者による議論・意見交換を経て事業者を決定するため、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行った。

「社会福祉法人 石井記念愛染園」は、これに応募し、あいりん地域とその周辺の実情を把握し、さまざまな課題のある児童や保護者への個別支援について法人内の別事業や地域とも連携しながら事業を進めてきた実績があり、今後も適切な事業運営が期待できるとの外部委員の意見聴取を経て決定した事業者である。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により当法人と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 （電話06-6208-7981）

6 その他

令和4年3月17日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立北津守保育所引継ぎ・共同保育業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人泉新会

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間委託に先立ち、委託先法人への円滑な保育引継ぎを図るため、当該保育所の職員及び委託先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため引継ぎ・共同保育を行うものである。

上記法人については、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、委託先法人に選定されたものである。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者に対し、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であり、本件業務委託については、本市が当該保育所を民間委託する予定の法人に対して委託を行うものである。

上記の理由により地方自治法施行令第 167 号の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6208 - 7574）

6 その他

令和 4 年 3 月 17 日開催の契約事務審査会において付議、承認済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立天下茶屋保育所引継ぎ・共同保育業務委託

2 契約の相手方

株式会社クオリス

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間委託に先立ち、委託先法人への円滑な保育引継ぎを図るため、当該保育所の職員及び委託先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため引継ぎ・共同保育を行うものである。

上記法人については、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、委託先法人に選定されたものである。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者に対し、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であり、本件業務委託については、本市が当該保育所を民間委託する予定の法人に対して委託を行うものである。

上記の理由により地方自治法施行令第 167 号の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6208 - 7574）

6 その他

令和 4 年 3 月 17 日開催の契約事務審査会において付議、承認済み